

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 刑事政策・少年法 (旧) 刑事政策(少年法含む)	後期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	岡田 行雄

授業目的 本講は、少年法を素材として日本国憲法の理念に沿った刑事政策についての基本的な考え方を身につけてもらうことを目的とする。刑事法の基礎を学んだ上で受講することが望ましい応用的な科目として、少年法の基本原則、少年非行と少年法運用の把握方法、少年にとっての適正手続保障や成長発達保障に向けた個別条文の解釈を中心に講じることとする。

達成目標 少年司法や犯罪・非行統計等についての基礎知識・基礎理論を理解し、実務と理論との対立を踏まえて、少年司法が直面している具体的な課題について妥当な解決策を提示することができれば、満点とする。この達成目標からすると、少年司法の理念、少年事件捜査の現状、重大少年事件処理の現状、要保護性及び刑事処分相当性概念、少年司法における適正手続保障及び弁護士付添人のあり方等について十分な検討が必要不可欠である。

授業計画と予習事項	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	1	少年法の対象と基本理念	最初に講義のガイダンスを行う。少年法の対象となる少年概念、および、少年法の基本理念についての対立等について、概説を加える。葛野尋之『少年司法の再構築』参照 53~69p 参照。
	2	犯罪・非行の統計とその読み方	家裁に送致された少年事件と、その事件処理の動向について統計を概観した上で、その読み方について概説する。浜井浩一他『犯罪統計入門』2~42p、平成22年版犯罪白書 3p~。
	3	少年刑事事件の捜査と家裁送致	少年刑事事件の捜査と家裁送致について概説した上で、勾留の実際等を踏まえて、あるべき少年事件の捜査・事件送致等について検討を加える。日弁連子どもの権利委『少年警察活動と子どもの人権』30~35p、田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法【第3版】』413~433p 参照。
	4	少年警察と児童相談所	14歳未満の少年事件における少年警察と児童相談所の役割について概説した上で、法的な問題点について検討を加える。服部朗『少年法における司法福祉の展開』222~252p、葛野尋之『少年司法改革の検証と展望』209~234p 参照。
	5	法的調査と補充捜査	家裁が少年事件受理後に行なう法的調査に関する論点を概説した上で、主に補充捜査を題材にして、法的調査のあり方について検討する。田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法【第3版】』157~161p 参照。
	6	社会調査	家裁調査官による社会調査に関する論点、試験観察の現状を概説した上で、具体的なケースについて検討する。葛野尋之『少年司法改革の検証と展望』49~73p 参照。
	7	観護措置に関する諸問題	少年鑑別所への収容観護を中心に、観護措置について概説し、その論点について検討を加える。葛野尋之他『司法研修所編・改正少年法に関する研究』の批判的検討 立命館法学 308号 386~403p 参照。
	8	少年審判の特徴と構造	少年審判の関与者と非公開原則、及び検察官が関与しない通常の審判構造について概説し、検討を加える。田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法【第3版】』223~250p、葛野尋之『少年司法の再構築』411~427p 参照。
	9	少年審判への検察官関与と被害者等の審判傍聴	少年審判への検察官関与制度及び被害者等の審判傍聴につき概説し、具体的なケースを素材にして、その意義と問題点等につき検討を加える。葛野尋之『少年司法改革の検証と展望』74~104p、葛野尋之『少年司法における参加と修復』121~136p 参照。

10	保護処分決定と抗告、保護処分取消し制度	保護処分決定等の終局決定に対する抗告、及び違法になされた保護処分を取り消す、いわゆる少年事件の「再審」制度について概説し、具体的な事例に基づき、各論点につき検討を加える。田宮裕＝廣瀬健二『注釈少年法【第3版】』373～402p、齊藤豊治『少年法研究1』参照。
11	保護処分の執行と準少年保護事件	少年院送致後の少年院における処遇、収容継続、仮退院後の保護観察、戻し収容等について制度を概説した上で、保護処分の意義について議論を行う。田宮裕＝廣瀬健二『注釈少年法【第3版】』497～552p参照。
12	検察官送致決定	家裁からの検察官送致制度について概説し、その要件、「原則」逆送制度等につき、具体的なケースに基づき検討を加える。葛野尋之『少年司法の再構築』567～596p、葛野尋之『「改正」少年法を検証する』23～48p参照。
13	少年に対する刑事裁判と刑罰	家裁による検察官送致後の公訴提起から始まる少年の刑事裁判と少年に対する刑罰について、少年法の諸規定を概観した上で、少年に対する刑事裁判と刑罰の現状を踏まえ、刑事裁判における少年にとっての適正手続保障と処罰のあり方について検討を加える。葛野尋之『「改正」少年法を検証する』105～159p参照。
14	少年審判の非公開原則と少年事件に関する情報公開	少年審判の非公開原則をめぐる議論、本人推知報道の禁止規定（少年法61条）をめぐる議論を概説し、少年事件の情報公開のあり方について議論を行う。松井茂記『少年事件の実名報道は許されないのか』、葛野尋之『少年司法の再構築』527～565p参照。
15	少年事件における付添人の役割	弁護士が主な担い手である少年事件の付添人制度について概説し、そのあり方について検討を加える。福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年事件付添人マニュアル』22～24p、福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年審判制度が変わる』1～43、150～153p参照。
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外)自習事項	講義形式を基本とするが、適宜、基礎的な知識の確認や意見表明を求め、また、事前に提示した論点につき議論を行う。シラバスで掲げた文献の他、予習すべき文献・判例等は、適宜、告知する。少年司法は幅広い問題領域と関連するので、事前に、法律学に関するテキストだけでなく、教育や児童福祉、子どもの権利に関連する文献を幅広く目にしておくことが望ましい。	
評価方法と評価基準(期末試験、レポート、ディベート等)	期末試験を行うが、これとは別に講義期間中に2回レポート課題を課す予定である。また、講義中に求めた意見表明に適切に対応できた場合や事前に提示した論点につき、的確に議論できた場合を講義への積極的参加と評価する。その配点は、期末試験(60点)、2回のレポート(30点)、講義への積極的参加(10点)とする。	
テキスト 独自教材	毎回レジュメを配布する。	
参考書	葛野尋之編著『少年司法改革の検証と展望』(2006年・日本評論社) 葛野尋之著『少年司法の再構築』(2003年・日本評論社) 葛野尋之著『少年司法における参加と修復』(2009年・日本評論社) 齊藤豊治・守屋克彦『少年法の課題と展望 第1巻』(2005年・成文堂)『第2巻』(2007年) 田宮裕＝廣瀬健二編著『注釈少年法【第3版】』(2009年・有斐閣) 福岡県弁護士会子どもの権利委員会編『少年審判制度が変わる—全件付添人制度の実証的研究』(2006年・商事法務)	